

委員長代理の指名について

統計法（平成十九年法律第五十三号）第四十九条第三項に基づき、委員長代理として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

○令和元年 10 月 18 日付

統計委員会

委員長代理 椿 広計 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事
情報・システム研究機構統計数理研究所長